

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

告示

字の区域の変更(六七七・六七九・市町村課)
 地籍調査の成果の認証(六八〇・農村振興課)
 開発行為に関する工事の完了(六八一・秋田建設事務所)
 公告

目次

特定調達契約に係る落札者の決定(都市計画課)
 市町村営土地改良事業の施行(山本総合農林事務所)
 県営土地改良事業の換地計画の決定(仙北平野土地改良事務所)
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件
 海区漁業調整委員会指示
 漁業法による採補の制限

告示

秋田県告示第六百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、雄勝郡雄勝町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
雄勝郡雄勝町寺沢字田中 一三五の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四四の一部、一四五から一四九まで、一五〇の一部、一五一の一部、一五二から一五七まで、一五八の一部、一五九の一部、一六五の二、一六五の三、一六六の三から一六六の五まで、一六七、一六八、一六八の一から一六八の三まで、一六九の一部、一七〇の一部、一七二から一七四までの各一部、一七六、一七七、一七八の二、一七八の二、一七九から一八一まで、一八一の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	雄勝郡雄勝町寺沢字御嶽前 一五の一部及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
雄勝郡雄勝町寺沢字中川原 七の二から七の五まで、七の六の一部、七の七、七の一〇及びこれらの区域に介在する水路である国有地の全部	雄勝郡雄勝町寺沢字田中 雄勝郡雄勝町寺沢字御嶽前
雄勝郡雄勝町寺沢字本郷 二四の二の一部、二五から三〇までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	雄勝郡雄勝町寺沢字田中
雄勝郡雄勝町寺沢字東 九四の一部、九五の一部、九六、九七の一、九七の二、九八の一の一部、九八の二の一部、一〇〇の一部、一〇〇の一の一部、一〇一の一部、一〇二の二、一〇三の二、一〇五の六及びこれらの区域	雄勝郡雄勝町寺沢字田中

三三から三五までの各一部、三六、三七、三七の
一、三七の二、三八、三九の一、三九の二、四〇、
四一の一部、八三の二の一部、八九の一、八九の
二、九〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、
水路である国有地の全部並びに横堀字赤塚一〇八
に隣接する水路である国有地の全部

秋田県告示第六百七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、山
本郡峰浜村の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同村長から届出があったの
で、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五
号)第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地
処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

<p>変更前の字の区域</p> <p>山本郡峰浜村水沢字大道下上段 六三の三、六四、六五の三、七四の一、七八の一、 七九の一、八二の三、八四に隣接する道路である 国有地の全部</p>	<p>変更後の字の区域</p> <p>山本郡峰浜村水沢字苗 代沢</p>
<p>山本郡峰浜村水沢字苗代沢出口 一、八に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	
<p>山本郡峰浜村水沢字大久保岱 八八の一、八八の二、八九、九七から九九まで、 一〇五に隣接する水路である国有地の一部</p>	
<p>山本郡峰浜村水沢字大久保岱 一三の二及びこの区域に隣接する道路、水路であ る国有地の一部並びに六の三、六の四、一四、一</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字家 後</p>

<p>五、二〇、二一、二三、二四、二八、二九に隣接 する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字家 ノ下</p>
<p>山本郡峰浜村水沢字萩岱 二六の一の一部、二六の二、二八の一部、三〇の 一の一部、三〇の二、三〇の三、三一の一、三一 の二、三二、三六の二から三六の三まで、三八、 四一、四三、四四の一、五四の二、五五から五七 まで、六三、六七の二から六七の七まで、六八の 一から六八の四まで、七三の二から七三の五まで、 七五の一部、七八、七九の二から七九の四まで、 八一から八六まで、八八、九〇から九二まで、九 七の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、 水路である国有地の一部</p>	
<p>山本郡峰浜村水沢字関下 一の一部、二の一部、三の一部及びこれ らの区域に隣接する道路、水路である国有地の一 部</p>	
<p>山本郡峰浜村目名湯字中信田 一七の三の一部、二五の一部及びこれらの区域に 隣接する水路である国有地の一部</p>	
<p>山本郡峰浜村目名湯字榎木沢 一〇五の四の一部、一〇六の二から一〇六の三ま での各一部、一〇七の一部、一〇八、一〇九の一 から一〇九の三まで、一一〇、一一一の二から一 一一の六まで及びこれらの区域に隣接介在する道 路、水路である国有地の一部</p>	
<p>山本郡峰浜村水沢字大道下上段 一の一、一の四、一の五、二の一、五の一から五 の三まで、一〇の一、一〇の四から一〇の一一ま で、一三及びこれらの区域に隣接介在する道路、</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字大 道下</p>

<p>水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村目名潟字大関下 一から五まで、六の一、二二、一三三、一五から一七まで、一九、二〇、二二の一から二二の三まで、二二の一から二二の四まで、二五、二八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに六の二、一〇に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字秋岱 八、九、一一、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、二二、二四、二五、二六の一の一部、二八の一部、三〇の一の一部、七五の一部、九六、九七の一部、九九、一〇〇の一、一〇〇の二、一〇一から一〇六まで、一〇九、一一四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村水沢字関下 一の一部、二の一の一部、二の二、二の三、三の一、三の二、三の三の一部、三の四から三の二二まで、四の一から四の五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村目名潟字榎木沢 五九の二の一部、六三の四、六四、六五の一部、六七、七一、七五の四、七六の二、七九の一から七九の九まで、八二の一、八二の二、八七の一、八七の二、八八の四、八九、九二の一、九二の二、九三の一から九三の四まで、九四、九五の一から九五の三まで、九八、九九の四、一〇〇の五、一〇〇の六、一〇一の一、一〇一の二、一〇五の四の一部、一〇六の一から一〇六の三までの各一部、一〇七の一部、一一三の一、一一三の二及びこれ</p>
<p>山本郡峰浜村目名潟字 中信田</p>				

<p>らの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村目名潟字中信田 三七の一の一部、三八の一の一部、三九の一の一部、三九の二の一部、四二の一の一部、四二の二の一部、四三、四四の一、四四の二、四五の一から四五の四まで、四七の三の一部、五一の一から五一の三までの各一部、五三の一部、五四の一、五四の二の一部、五四の三、五七及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村目名潟字榎木沢 一、二、三の一、一〇、一一の三、一二の四、一三の三、一四の三、一四の四、一五の五、四九、五〇の一から五〇の三まで、五一の一、五三の三、五九の二の一部、六五の一部、一一四、一一七の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>山本郡峰浜村目名潟字 杉沢</p>
<p>秋田県告示第六百七十九号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、大館市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同市長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年十月十一日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>			
<p>変更前の字の区域 大館市道目木字上天当 一〇一の一、一〇三の三、一〇三の五、一〇四の</p>	<p>変更後の字の区域 大館市道目木字天当</p>		

<p>一、一〇五、一〇六の一、一〇七、一〇八及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字中谷地 一二の二の一部、一三の一部、一四、一五の一、一五の二、一六の一、二〇の一、二〇の二、二二の一の一部、二二から二四までの各一部、四三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字上天当 三三の四、三三から三七まで、三八の二、四三の二、四四、四五及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに三九、四〇に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字上台 四二の二</p>	<p>大館市道目木字屋布添 一一〇の一部</p>	<p>大館市道目木字上道端 五五の一、五五の四、五六の一部、五八の一の一部、五八の二の一部、六〇の一、六七の一、六八の二、六九から八三まで、八四の一、八五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大館市道目木字屋布添 一及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに三の一、三の二に隣接する道路である国有地の全部</p>
<p>大館市道目木字上道端</p>		<p>大館市道目木字上ノ沢</p>				

<p>大館市道目木字天当 四五の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>大館市十二所字川代 五五及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字川代 五四の一、五四の二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに七二の二に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字屋布下 八から一〇までの各一部、一三の一部、一八の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字屋布添 八の四、一〇の一、一一の一、一六の二、一六の四、二二、二二の二、二三の二、三九の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字谷地 九二から九四までの各一部、九五の一の一部、九五の三の一部、一三三から一三五まで、一三七の一、一四〇の二及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字麓長岐 三三の二、三三の三、三三の四、三三の五、三三の六、三三の七、三三の八、三三の九、三三の一〇、三三の一一、三三の一二、三三の一三及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部</p>
<p>大館市道目木字中谷地</p>		<p>大館市道目木字麓長岐</p>		<p>大館市道目木字屋布添</p>		

<p>大館市道目木字上道端 九三の一部、九四の一部</p>	<p>大館市道目木字麓長岐 一の三、一の四、三の三から三の六まで、九の七の一部、四五、四六及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字屋布下 九八、一〇一の一、一〇二の一、一〇二の二、一〇三の二の一部、一〇四の一部、一〇四の二、一〇五の一部、一〇九の一部、一一〇の一部、一一一、一一二、一一三の一部、一一三の二の一部、一一四から一一七までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路等である国有地の全部</p>	<p>大館市道目木字川代 一、二及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部並びに七二の二に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字下谷地 七九及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>大館市道目木字中谷地 九六の一部、九七から一〇〇まで、一〇一の二、一〇二の二、一〇二の三、一〇三の二、一〇三の三、一〇四、一〇五、一〇六の一部、一〇六の二、一〇七から一〇九までの各一部、一一四の一部、一一四の二の一部、一一六の一部、一一八の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四三の二の一部、一四四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部並びに一一三の地</p>
		<p>大館市道目木字下谷地</p>	<p>大館市道目木字屋布下</p>		

<p>先の水路である国有地の一部</p>	<p>秋田県告示第六百八十号</p>	<p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。 平成十四年十月十一日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	
	<p>一 調査を行った者の名称 八郎潟町 二 成果の名称 八郎潟町の地籍図及び地籍簿 三 測量及び調査を行った地域 八郎潟町字中嶋の全部 四 実施年度及び認証面積 平成十三年度及び平成十四年度 〇・二五平方キロメートル 五 認証年月日 平成十四年十月三日</p>		
<p>秋田県告示第六百八十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年三月二十八日付け指令秋建 三 百三十四号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。 平成十四年十月十一日 秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 秋田市金足大清水字大清水台十六番地二 平 野 孝 義 二 開発区域に含まれる地域の名称 南秋田郡昭和町大久保字北野細谷道添七十三番五百九十</p>	<p>公 告</p>	<p>特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又</p>

は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号。以下「特例政令」という。)第十一条の規定により、公示する。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

秋田中央道路整備工事 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県建設交通部都市計画課 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十四年九月二日

四 落札者の名称及び住所

大成建設・前田建設工業・奥村組・住友建設・大本組・菅与組・北日本開発・沢

木組特定建設工事共同企業体 仙台市青葉区二丁目五番二十号

五 落札金額

二百四十億二千四百万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 特例政令第六条の規定による公告を行った日

平成十四年五月十七日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、山本町から協議があった土地改良事業の施行について、次のとおり同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定に基づき公告する。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 下岩川地区中山間地域総合整備事業(赤川地区農業用排水路)

同意年月日 平成十四年九月十九日

二 下岩川地区中山間地域総合整備事業(不動田地区農業用排水路)

同意年月日 平成十四年九月十九日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業(長楽寺地区ほ場整備事業)換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十四年十月十五日から同年十一月十二日まで

三 縦覧場所 中仙町役場

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

パーソナルコンピュータ 二十六台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年十一月二十二日(金)

(四) 納入場所

秋田県ゆとり生活創造センター

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を除き、平成十四年十月十一日(金)から同年十一月五日(火)

規定する県の休日を除き、平成十四年十月十一日(金)から同年十一月五日(火)

までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所

平成十四年十一月八日(金)午前十時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年十一月八日(金)午前十時二十五分 (一)に掲げる場所

(五) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第百六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第百七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十一月六日(水)午後三時までに(三)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等)(二件以上)(イ)及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(七)(六) 契約書作成の要否 要
その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Personal computers 26 units
- 2 Time-limit of tender : 10:30 A.M. 8 November, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。
平成十四年十月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
高精度安定同位体比質量分析計システム 一式

(二) 購入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限
平成十五年三月二十八日(金)

(四) 納入場所
秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(一)(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を含め、平成十四年十月十一日(金)から同年十一月十九日

規定する県の休日を除き、平成十四年十月十一日(金)から同年十一月十九日(火)までの期間、随時交付する。

(三) 入札及び開札の日時及び場所
平成十四年十一月二十五日(月)午前十一時三十分 秋田県庁地下一階管財課
入札室

(四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

平成十四年十一月二十五日(月)午前十一時二十五分 (一)に掲げる場所
入札の方法

(五) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

四 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、見積もった金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札保証金の納付を免除される者

次のア又はイの書類を平成十四年十一月二十日(水)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。

なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当する

ものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類

イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

(4) 契約保証金の納付を免除される者
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。

(三) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(四) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(五) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(六) 契約書作成の要否

この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : Gas Chromatograph / Combustion / stable Isotope Ratio Mass Spectrometer System 1 Set
- 2 Time-limit of tender : 11:30 A.M. 25 November, 2002
- 3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十四年十月十一日

(さけ採捕の制限)

秋田海区漁業調整委員会会長 谷村政明
次の表の上欄に掲げる海域において、同表中欄に掲げる期間は同表下欄に掲げる漁業によりさけを採捕してはならぬ。ただし、天候等やむを得ない事情による場合は、当該期間を繰り延べることがある。

海 域	期 間	漁 業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三十分の線以北の海域	平成十四年十月十一日から同月十四日までの四日間及び同年十一月八日から同月十日までの三日間	定置漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業
男鹿市戸賀字加茂と同市船川港本山門前の境に設置した標柱から二三四度三十分の線以南の海域	平成十四年十月十一日から同月十四日までの四日間及び同年十一月九日から同月十日までの二日間	定置漁業、建網漁業、小型定置漁業及び固定式さし網漁業

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金 一 月 三 千 五 百 円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(862)八七六六
 E-mail:matsubara@matsumaransatsu.co.jp
 FAX(863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原印刷社

